

平成29年度 第2回

日進市国民健康保険運営協議会議事録

平成30年 1月10日 (水)
日進市役所 4階 第3会議室

【出席委員】

水野 美津子
関根 聖美
宮田 恒治
水野 榮二
金山 和広
田村 一央
堀之内 秀紀
牧 秀次
岩月 ミサヲ
小野寺 秀樹

市長

萩野 幸三

【事務局】健康福祉部長

真野 幸治

健康福祉部参事

小塚 多佳子

健康福祉部保険年金課長

祖父江 直文

主幹

宇佐美 香津美

課長補佐

石原 直樹

係長

中村 充孝

《議事》 開会 13時30分

事務局 (課長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から平成29年度第2回日進市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様にはお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、保険年金課長の祖父江と申します。よろしくお願ひします。それでは、協議会を始める前に事務局より2点報告をさせていただきます。</p> <p>1点目は、本日の出席者についてですが、本協議会の成立要件である協議会規則第6条に規定する委員定数の過半数の者の出席及び、各代表の委員の1名以上の出席に関しましては、いずれも満たしていることをご報告いたします。</p> <p>2点目は、本日は、傍聴希望者が3名おられます。</p> <p>以上で報告を終わらせていただきます</p> <p>それでは、これより議事に移りますが、本日の協議会については、発言者のお名前は匿名とさせていただき、市のホームページで公表させていただきますので、予めご了承をお願いします。</p> <p>議事の進行につきましては、会長にお願いします。</p>
会長	<p>《あいさつ》</p> <p>それでは、議事に入ります前に傍聴者についてお諮りします。本日の協議会の傍聴の許可について、賛成の方は「挙手」をお願いします。</p> <p>《挙手全員》</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、傍聴を許可します。</p> <p>《傍聴者入室》</p>
会長	<p>次に、本日の議事録署名者の選任についてですが、規則第9条の規定により議長が指名することとなっておりますので、宮田委員、水野栄二委員にお願いします。</p> <p>次に、国民健康保険法の規定により次第3の議題（1）「日進市国民健康保険税等について」、諮問書が提出されております。事務局お願ひします。</p>
事務局 (課長)	<p>それでは、諮問書の趣旨について説明いたします。委員の皆様へは机上に諮問書の写しが配布されておりますのでご覧ください。</p> <p>《諮問事項と諮問書の趣旨を説明》</p> <p>それでは、諮問書を市長から会長にお渡しさせていただきます。</p> <p>市長、諮問書の朗読をお願いします。</p> <p>《諮問朗読》</p> <p>市長 → 会長へ渡す</p>

事務局 (課長)	市長は他に公務がありますので、会議の途中で恐縮ですが、退席をさせていただきます。
会長	それでは、議事に移ります。 次第3の議題（1）諮問事項の「日進市国民健康保険税等について」事務局から説明をお願いします。 詳細な説明は、担当からさせていただきます。
事務局 会長	《事務局から資料1・追加資料1・資料2説明》 国民健康保険税の改定と保健事業について説明がありましたが、ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。
委員 事務局 委員	日進市で透析を受けている人の割合はどのくらいですか。 人数は22人くらいで、約半数が糖尿病を原因とするものです。 年齢はわかりますか。
事務局 委員	50から60代以降の方が多いです。 資料から日進の保険税がいかに低いのかがわかります。その分、近隣の市町村より法定外繰入金が多いのは止むを得ないと思います。今までではそれでよかったですですが、県の水準に合わせるとなると、この法定外繰入金が一気に削減される可能性があると考えられるので、低所得者のために激変緩和の対策を考えていただきたい。
事務局	また、県の運営方針は3年間の計画になっていますが、今回の国保税の改正は3年間分を見ているでしょうか。医療費水準、所得水準は毎年変動があると思うので、国保税の改正を今後は毎年進めていくのでしょうか。 それから、11頁の法定外繰入金を削減することについて、県内の市町村で繰入を行っていない黒字のところはあるのでしょうか。 順番にお答えします。
事務局	まず、激変緩和ということで10年程度と考えております。近隣の市町村は、標準保険料率に近づけるために5～10年をみておりますが、本市は法定外繰入金が多いこともありますので、長期的な削減を考えております。
事務局	県の計画、運営方針は3年間ということですが、標準保険料率は毎年見直しがされます。激変緩和については、国の補助金を受けて6年間行われますが、県の運営方針の中でもなかなか決まっておらず示されたのは平成30年度の数字だけであり、平成31年度以降は未定ですので保険税率については、やはり毎年検討して行くものとしています。
事務局	県内市町村の状況は、詳細は資料を持ち合わせておりませんが、法定外繰入金の赤字分がないところは10市町村くらいです。

委 員	国保税の改定については、制度的にやって行かなければならないことで、繰入金を削減して保険税が上がるということだと思いますが、その他に、今後は健康についての取組みを進めて行くことでしょうか。
事務局	医療費の適正化と市民の健康を向上させるために、保健事業についてよりいっそう力を入れ、充実させて取り組むことを考えています。
委 員	賦課限度額の改定については、今まで1～2年遅れだったとのことですが、29年度は近づいたということでしょうか。
事務局	29年度については、国の改正が無かったため追いついた形です。今後は県の運営方針にあるとおり、国の基準どおりとして行きたいと考えています。
委 員	確認ですが、先程、標準保険料率についての県の方針がまだ31年度以降は示されていないとのことでしたが、今回保険税を改正するとなると、30年度分だけについて検討するということで良いですね。
事務局	そのとおりです。31年度以降は、また来年度検討したいと考えております。制度の変わり目の時期でもありますので、激変緩和についても6年続くところ、その金額は1年分しか示されておらず、標準保険料率についてもどうなるのかわからない状況ですので、制度が落ち着くまでは、毎年の検討とさせていただきたいと考えます。
委 員	県は、中長期計画を組むことはないのですか。
事務局	県は、国保運営方針を県内市町村の意図を汲むということで県内市町村と協議して大きな方向性を示しました。標準保険料率は毎年示し、必要に応じて修正していくとのことです。
委 員	中長期計画ということではなく、単年度で修正をかけながら行っていくということで、日進としてもそれに従うということですね。
事務局	そのとおりです。
委 員	7頁の法定外繰入金削減について、計画的に行っていくとは、どの程度まで行う見込みでしょうか。
事務局	赤字部分3. 8億円をなくして行く方針です。
委 員	国から6年間は補助がくるとしても、保険税は上がるばかりですね。
委 員	今回の試算の中で、所得割、均等割は下げますが、平等割を検討しないのはなぜですか。
事務局	平等割は県の標準保険料率より現在の方が高い状態です。一旦下げるという考えもありますが、標準保険料率が激変緩和で抑えられた状態であるので、今後、激変緩和がなくなり、標準保険料率の方が高くなった場合にまた上げることになるため、複雑さを避けるために所得割と均等割

委 員	で調整する方法を取っています。
委 員 事務局	この 3 つの賦課基準の他に、他市町村では資産割がありますが、なぜ日進はないのですか。
会 長	日進も平成 13 年度まではありました。市内に所有する固定資産のみに対して賦課されるもので市外の固定資産は加味されないことや、資産と税を払う能力とは関係がないという議論もあり廃止となりました。県の標準保険料率では採用されておらず、県内でも廃止する市町村が増加しています。
会 長	その他、よろしいですか。
委 員 事務局	国の激変緩和の補助も 6 年ということであり、それがなくなると保険税が急に上がるという可能性もあります。なかなか将来が見通せないということもありますが、平成 30 年度の国保税をどうするかということについてご意見をお願いします。
委 員 事務局	保健事業については、どのようにお考えですか。
委 員 委 員	本年度、第 2 期データヘルス計画、第 3 期特定健診実施計画を策定しております。また、医師会、歯科医師会、薬剤師会と糖尿病重症化予防の検討会を開いております。来年度は、医療機関にかかっている方に対して試験的な取組みとして、日常生活の改善に市がお手伝できるよう、かかりつけ医と連携して進めてまいります。
委 員 委 員	糖尿病になる前が重要だと考えますが、先生方はいかがですか。
委 員 事務局	現在は飽食の時代でもありますので、食べ過ぎたりしないように自ら気をつけることが大切です。肥満になると癌にかかるリスクも高くなりますので粗食も良いと思います。実際に医療にかかった方でも痛くも痒くもないため、いくらお話をしても自己判断でこのままでよいという方もありますから、むずかしいところですが、普段からいろいろな機会を活用したり広報などを通じて啓蒙をして行くことが大切と考えます。
委 員 事務局	生活習慣病について、大人になる前の学校教育の場で具体的に取り入れたら良いのではないでしょうか。
委 員 事務局	食育に関することについては、生まれたときから始まり学校教育につながります。しかし、国保の方は全市民のうち 2 割程度なので、市民全体への取組みは健康課、保健センターで取り組んでいます。学校との連携もあるため、地道に進めると良いと考えています。
委 員 事務局	また、先程おっしゃられた糖尿病になる前の対応については、まさに特定健診と特定保健指導が合致しますので、対応しているところです。メタボリックシンドロームになりつつある方に対し、病気になる前に特定保健指導を受けていただき改善して、糖尿病や高血圧、腎臓が傷まない

	<p>よう対応していますので、まずは健診を受けていただき、保健指導に該当した方は必ず指導を受けていただき、生活習慣の改善をしていただくよう、30年度以降も取り組んでまいります。</p>
委 員	<p>特定保健指導は、病気になる前の方が対象なのですね。健診の結果データを通知をするのだと思いますが、国保の健診の内容だけでわかるのですか。</p>
事務局	<p>わかるように設計されています。</p>
委 員	<p>8頁の保険税の試算状況のところですが、自然増が2.4%とのことですが、なぜこの上昇なのでしょうか。</p>
事務局	<p>県の推計として示されています。</p>
委 員	<p>医療費の無償化が問題ではないでしょうか。全てが無料ではなく所得制限も必要ではないでしょうか。良い面、悪い面は混在すると思いますが、無料化は財政を圧迫すると思います。</p>
委 員	<p>標準保険料率は、豊かな町、そうでない町の市の財政を加味すべきと思います。一律は問題があります。</p>
事務局	<p>県の試算は予測も含んでいますが、所得水準も加味されています。</p>
委 員	<p>11頁の財政効果のところですが、保険税額を2.4%引き上げて、3,200万円の增收で法定外繰入金を削減が見込めるところですが、医療費はそのまま出るので、繰入は削減できるのでしょうか。</p>
事務局	<p>30年度に限っては、保険税を医療費等の自然増の2.4%引き上げたとして納付金の算定がされていますので、医療費が伸びても県から支出されることになります。繰入は削減できる見込みです。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>保険税に関しては、被保険者に影響が生じるものであることから、今回の協議会の内容をまとめ、更に議論を深めるため、今月の24日水曜日に第2回の運営協議会を開催し、そこで答申書の内容をまとめてまいりたいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>それでは、本議案は継続審議といたします。事務局の方から何か補足説明はありますか。</p>
事務局	<p>次回の協議会につきましては、会長からもありましたとおり、2週間後の今月24日とさせて頂きたいと存じます。</p>
	<p>なお、本日の議題に関しご意見、ご質問がありましたら、配布しました、「意見質問用紙」にていただきたいと考えておりますので、19日の金曜日までに、FAX、メール等でお寄せいただけすると幸いです。</p>
会 長	<p>(2) その他で、事務局より何かありますでしょうか。</p>

事務局	保健計画について説明させていただきます。 平成29年度中に第2期データヘルス計画、第3期特定健診等実施計画を策定の予定で現在作業を進めております。次回の運営協議会で素案を提示させていただきたいと存じますので、よろしくお願ひします。
事務局	子ども医療の拡大について説明させていただきます。 現在、本市では、県制度に上乗せをし、15歳年度末までの入院・通院の助成を行っております。 平成30年度からの中学校卒業から18歳年度末までの医療費助成の拡充について、調査・研究・検討を進めさせていただきました結果、様々な課題や施策の優先順位、他市町村の実施状況なども総合的に判断し、実施しないということになりました。 医療費助成の拡充は、早期受診により重症化を防ぐ反面、医療費の波及増を招くことから、社会保険や国保の財政に影響してまいります。 昨年度のこの協議会でもご意見をいたしましたので報告をさせていただきました。
会長	これで本日の全ての議事は終了しましたので、本協議会を閉会させていただきます。皆様方のご協力により、無事議事を終えることができました。長時間にわたりありがとうございました。
事務局	本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。

(閉会 15時05分)